

介護サービス事業者の指定更新・各種届出等について

I 指定更新について

- 指定の更新制度とは
平成18年4月の介護保険法の改正により更新制度が創設され、介護サービス事業者の指定又は許可について、原則6年ごとに更新が必要となりました。
事業者が更新を行わない場合は、有効期間の経過により指定又は許可の効力を失うこととなります。
- 対象となる事業者
指定を受けているすべての介護保険事業所
※一部のみなし指定事務所を除く
- 指定の有効期間
指定の有効期間は、指定（許可）日から6年を経過する日までとなります。
指定の効力を引き続き有効にするためには、有効期間の満了日までに更新手続きを行わなければならない。
※「有効期間の満了日」は、「指定を受けた日」に相当する日の前日となります。
(例) 指定を受けた日が平成29年4月1日の場合に有効期間の満了日は、令和5年3月31日となります。
- 申請書類
次の更新申請書類をサービス事業所（施設）ごとに、更新予定日（有効期間の満了日の翌日）の14日前までに提出してください。

- ① 指定更新申請書（第5号様式）
- ② 付表（該当サービス分）
- ③ その他、市町村が必要と認める書類

※市町村ごとに異なりますので必ず事前に提出先市町村にご確認ください。

- 更新申請にあたっての注意事項
 - ・複数の事業所において同じ事業所番号を使用している場合であっても、事業所ごとに更新申請が必要となります。
 - ・有効期間満了日までに更新申請がないと、指定の更新は受けられません。
 - ・更新の欠格事由に該当する場合は、指定の更新は受けられません。
 - ・以下に該当する事業所は、指定の更新ができない場合があります。

- ① 改善勧告に対し是正改善を行わなかった事業者
- ② 改善命令及び効力の停止等の行政処分を受けた事業者（ただし、指定等の更新時点までに改善され、その後適正な運営が図られている事業者については、この限りではありません。）

- ・「変更届」を提出していないため、更新申請書と内容が異なる場合は、事前に変更届を出してください。
- ・更新申請書の提出後、更新までの間に申請内容に変更があった場合は、すみやかに変更する内容を申請窓口まで連絡するとともに、指示に従い書類の再提出をしてください。
- ・申請書類等を審査した結果、指定が更新される事業者に対しては、「更新指令書」を交付します。

Ⅱ 変更届出書について

法令等に定める事項等に変更が生じた場合は、指定権者である提出先市町村長あてに変更届出を行うことが必要です。

【厚生労働省令で定める事項】

変更届出書（第2号様式）に記載されている事項で、具体的には以下のとおりです。

- 1 事業所（施設）の名称
- 2 事業所（施設）の所在地
- 3 申請者の名称・主たる事務所の所在地
- 4 代表者（開設者）の氏名、生年月日及び住所
- 5 登記事項証明書・条例等（当該事業に関するものに限る。）
- 6 事業所（施設）の建物の構造、専用区画等
- 7 事業所（施設）の管理者の氏名、生年月日及び住所
- 8 運営規程
- 9 協力医療機関（病院）・協力歯科医療機関
- 10 介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等との連携・支援体制
- 11 本体施設、本体施設との移動経路等
- 12 併設施設の状況等
- 13 介護支援専門員の氏名及びその登録番号

○ 変更届出にあたっての注意事項

- ・変更届出書は、変更があった日から、10日以内に提出してください。
- ・変更届出書を提出する際には、サービスごとの付表の添付が必須となります。

Ⅲ 廃止・休止届出書について

事業所（施設）を廃止・休止する場合は、廃止・休止の1か月前までに廃止・休止届出書（第3号様式）の提出が必要となります。

○ 廃止・休止届出にあたっての注意事項

- ・廃止・休止の理由と、現にサービスを受けていた利用者に対する措置を必ず記載してください。
- ・休止届出書提出後、休止予定期間を過ぎても再開の見込みがない場合には、廃止届を提出してください。なお、指定の有効期間を超えて休止することはできません。

IV 再開届出書について

休止していた事業所を再開した場合は、再開した日から10日以内に再開届出書（第2号の2様式）の提出が必要となります。

V 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書について

介護給付費算定体制に係る体制を変更する場合は、指定権者である提出先市町村長あてに届出を行う必要があります。

<p>【提出が必要となる場合】 <u>「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」（別紙1）に記載されている項目が変更になる場合で、具体的には以下のとおりです。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・各種加算の算定を開始・終了する場合 ・人員欠如等、減算要件に当てはまる状態が生じた場合・解消した場合 ・年度替わり等で事業所規模が変更になった場合 ・事業所評価加算の申し出をする場合 ※年1回評価により決定 ・介護給付費の割引を開始・終了する場合、割引率を変更する場合 	
<p>【提出期限】</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 算定される単位数が増える場合等（加算算定の開始、割引の開始、等） <ul style="list-style-type: none"> → 下表のとおり（事前の届け出が必要） ➢ その他（加算の取り下げ、人員欠如による減算等） <ul style="list-style-type: none"> → 判明した時点で速やかに（事実発生日から算定体制が変更） 	
サービスの種類	算定の開始時期
定期巡回・随時対応型訪問介護看護 夜間対応型訪問介護 地域密着型通所介護 （介護予防）認知症対応型通所介護 （介護予防）小規模多機能型居宅介護 看護小規模多機能型居宅介護 居宅介護支援	毎月 15日以前に届出 → 翌月から " 16日以降に届出 → 翌々月から ※ 緊急時訪問看護加算に限り、届出を受理した日から
（介護予防）認知症対応型共同生活介護 地域密着型特定施設入居者生活介護 地域密着型介護老人保健施設入所者生活介護	届出が受理*された月の翌月から（届出を受理した日が月の初日である場合はその月から） ※ 届出が受理されるとは、届出内容が加算等の要件を十分満たしていることが確認できるものとして受けられたとき。

【提出書類】

- ・介護給付費算定に係る体制等に関する届出書
- ・介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（別紙1又は別紙1-3）（添付書類）

○ 提出に当たっての注意事項

- ・提出期限が守られない場合は、予定どおりの加算算定はできません。
- ・複数のサービスについて届出を行う場合は、事業所番号が同じであってもサービスごとに届出書を作成してください。ただし、居宅サービスと一体的に行う介護予防サービスの組み合わせに限り、一の届出書で提出可能です。

VI 指定更新・各種届出等の提出先

市町村	様式掲載先
<p>富士吉田市 健康長寿課 介護担当 富士吉田市下吉田 6-1-1 TEL 0555-22-1111 FAX 0555-22-0823</p>	<p>様式についてはホームページ公開しております。 http://www.city.fujiyoshida.yamanashi.jp 「トップ⇒くらしの情報⇒介護・福祉支援」 ・指定地域密着型サービス事業者・指定地域密着型介護予防サービス事業者及び居宅介護支援事業者等の手続きについて ・介護予防・日常生活支援総合事業について</p>
<p>都留市 長寿介護課 介護保険担当 都留市下谷 2516-1 TEL:0554-46-5118</p>	<p>ホームページ等に掲載はしておりませんので、メールにてお問合せください。(メールアドレス: kaigohoken@city.tsuru.lg.jp)</p>
<p>大月市 福祉介護課 介護保険担当 大月市大月二丁目 6 番 2 0 号 TEL 0554-23-8035 (直通) FAX 0554-22-6422</p>	<p>市ホームページからダウンロードしてください。 大月市トップページ → 「健康・福祉」 → 「介護」 → 「介護サービス事業者のみなさまへ (申請・届出様式、お知らせ)」</p>
<p>上野原市 長寿介護課 介護保険担当 上野原市上野原 3163 総合福祉センターふじみ TEL 0554-62-3128 FAX 0554-30-2041</p>	<p>様式についてはホームページ公開していません。 ご希望の際は左記連絡先までご連絡ください。</p>
<p>道志村 住民健康課 介護保険担当 南都留郡道志村 6181 番地 1 TEL : 0554-52-2113 FAX : 0554-52-2572</p>	<p>様式についてはホームページ公開していません。 ご希望の際は左記連絡先までご連絡ください。</p>
<p>西桂町 福祉保健課福祉係 介護保険担当 南都留郡西桂町下暮地 915 番地 7 TEL 0555-25-4000 FAX 0555-25-3574</p>	<p>町ホームページからダウンロードしてください。 https://www.town.nishikatsura.yamanashi.jp</p>

忍野村 福祉保健課 介護保険担当 南都留郡忍野村忍草 1445-1 TEL 0555-84-7795 FAX 0555-84-1036	様式についてはホームページ公開していません。 ご希望の際は左記連絡先までご連絡ください。
山中湖村 福祉健康課 介護保険係 南都留郡山中湖村山中 237-1 TEL 0555-62-9976 FAX 0555-62-9981	様式についてはホームページ公開していません。 ご希望の際は左記連絡先までご連絡ください。
鳴沢村 福祉保健課 介護保険担当 南都留郡鳴沢村 1575 番地 TEL 0555-85-3081 FAX 0555-85-2461	村ホームページからダウンロードしてください。 http://www.vill.narusawa.yamanashi.jp
富士河口湖町 健康増進課 介護保険係 南都留郡富士河口湖町船津 1700 番地 TEL 0555-72-6037 FAX 0555-72-6027	町ホームページからダウンロードしてください。 http://www.town.fujikawaguchiko.lg.jp
小菅村 住民課 介護保険担当 北都留郡小菅村 4698 番地 TEL 0428-87-0111 FAX 0428-87-0933	様式についてはホームページ公開していません。 ご希望の際は左記連絡先までご連絡ください。
丹波山村 住民生活課 介護保険担当 北都留郡丹波山村 890 番地 TEL 0428-88-0211 FAX 0428-88-0207	様式についてはホームページ公開していません。 ご希望の際は左記連絡先までご連絡ください。

Ⅶ その他

○ 提出書類の受付等を証する書類等について

提出書類の受付を証する書類等の交付は行っておりませんが、提出書類の控えなどを持参された場合は、当該控えに収受印を押印して返却します。

また、提出書類は原則、持参での提出をお願いしておりますが、郵便でこの取り扱いを希望される場合は、切手を貼付した返信用封筒を同封していただくことにより、収受印を押印して返却します。

○ 留意事項

各種申請書や届出書は、原則的にその場で受領しますが、これは市町村が書類を受け取っ

たことのみ（收受）を意味するものであり、内容を確認後に書類の追加提出や差し替えなどの修正を依頼させていただく場合がありますので、御理解ください。（提出書類の控えなどに收受印を押印して返却した場合は同様の取り扱いです。）

なお、提出時に明らかな書類の不足や記入漏れ等がある場合は、受付をせず返却し再提出を求める場合があります。

○複数市町村から指定を受けている場合

複数の市町村から指定を受けている事業所は、指定を受けているすべての市町村に対し、各種申請・届出等を行う必要があります。

○押印の見直しについて

下記の市町村では提出書類のうち一部を押印不要としています。詳しくは該当市町村へお問い合わせください。

- ・大月市（委任状及び一部届け出を除く）
- ・富士河口湖町（委任状及び一部届け出を除く）

Ⅷ 記録の保存年限について

「地域密着型事業」及び、「居宅介護支援事業」の保存年限は、市町村の条例等により定められています。

下記表は、各市町村の保存年限一覧となります。

市町村名	保存年限（完結の日から）	
	地域密着型	居宅介護支援
富士吉田市	5 年	5 年
都留市	5 年	2 年
大月市	5 年	2 年
上野原市	5 年	5 年
道志村	5 年	5 年
西桂町	5 年	2 年
忍野村	2 年	2 年
山中湖村	2 年	2 年
鳴沢村	2 年	2 年
富士河口湖町	5 年	2 年
小菅村	2 年	2 年
丹波山村	3 年	3 年

※詳しくは当該市町村へご確認ください。